

監督署への電子申請が簡単（2ステップ）になりました

感染症拡大防止のため、電子申請や郵送を利用しましょう！

労働基準法や最低賃金法に定められた手続については、労働基準監督署の窓口にお越しいただくことなく、電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」から、電子申請を利用して行うことができます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、できるだけ労働基準監督署の窓口での届出・申請は避け、電子申請の利用を推奨します。

電子申請がただちに利用できない場合には、郵送により届出・申請することも可能です。

届出・申請可能な主な手続

- 労働基準法に定められた届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51種類
時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）
就業規則（変更）届出
1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
- 最低賃金法に定められた届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9種類
最低賃金の減額特例許可の申請など

電子申請は、2ステップで可能です！



- ① **e-Gov からアカウントを登録**
- ② **フォーマットに必要事項を入力**

★ 令和3年4月から電子署名・電子証明書は不要になりました！

電子申請の利用方法

「e-Gov」のホームページから電子申請が利用できます。
基本的な流れについては、厚生労働省HPのパンフレット等をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

労基法等 電子

